

令和2年度答申第56号
令和2年12月10日

諮問番号 令和2年度諮問第50号（令和2年10月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用していた労働者の休業補償、業務上の死亡事故についての遺族補償年金及び葬祭料の支給がされたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定（以下「本件各決定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法31条1項は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故（同項3号）について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を

事業主から徴収することができる」と規定している。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）

21条2項は、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定している。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）519条は、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない（1項）と規定し、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない（2項）と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成28年10月頃、B県C土木事務所から「D地区急傾斜地崩壊危険区域台帳作成業務」と称する測量業務（以下「本件測量業務」という。）を請け負った。測量場所は、法枠工（地山の防災対策工事で、法面の安定を図るために、格子状の型枠を斜面上に据え付け、鉄筋を配筋しコンクリートで固めた構造物であって、個々のコンクリートブロック枠（以下「マス」という。）が格子状に集まり構成されたもの）が設置された急傾斜地（以下「本件現場」という。）であった。本件測量業務の内容は、法枠工の外周と地山との境界を測量する作業（以下「作業①」という。）及び法枠工を構成するマスの形状を図示する作業（以下「作業②」という。）であった。

（捜査報告書）

(2) 審査請求人に雇用されていた測量士のP（以下「本件被災者」という。）は、平成28年12月1日、別の作業員甲と共に本件測量業務を行っていた。

本件被災者は、法枠工の地上部分の法尻の変化点の測量を行い、その後、午前10時30分頃から午後0時30分頃まで、法枠工端部に接する地山を登って、天端の法枠工の枠（幅30cm）と地山の部分を足場にして移動しながら、法枠工の最上部である天端の変化点の測量を行った。この時、

審査請求人は本件被災者に安全帯や防網を使用させておらず、安全帯を取り付けるための親綱も設置していなかった。

本件被災者と作業員甲は、午後1時30分頃から法枠工の測量を再開し、法枠工の最上部である天端から地上の法尻までの中間部分の枠の変化点を測量する予定であった。

午後1時40分頃、作業員甲は、法枠工の構造物全体が捕捉できる通路場の位置で測量の準備をしていたところ、本件被災者の驚く声を聴き、約4.5m離れた位置の本件被災者がいる方向を見たところ、法枠工の下から4段目のマス、法枠工付近の地面から5.9mの高さ（計算値）から墜落する本件被災者を目撃した。本件被災者は、医療機関に搬送され、入院治療を受けたが、平成28年12月9日に「右急性硬膜下血腫」により死亡した（以下「本件災害」という。）。

（災害調査復命書）

- (3) 平成29年1月6日、本件被災者の妻は遺族補償年金等の支給に係る請求をE労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対して行った。本件労基署長は、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、本件被災者の妻に対し、同月30日付けで労災保険法に基づく休業補償給付、遺族補償年金及び葬祭料の支給を決定した。

（遺族補償年金支払請求書 遺族特別支給金・遺族特別年金支給請求書、葬祭料請求書）

- (4) 処分庁は、平成29年3月24日、本件災害について、審査請求人及び代表取締役Qに係る安衛法21条2項及び安衛則518条2項の規定違反の被疑事件を検察官に送致した。当該被疑事件は、平成30年3月29日、不起訴処分となった。

（処分庁発表、不起訴処分告知書）

- (5) 審査請求人及び代表取締役Qの両名は、平成30年3月29日、安衛法21条2項及び安衛則519条2項の規定に違反するとして起訴された（以下、この起訴に係る刑事訴訟を「本件刑事訴訟」という。）。F地方裁判所は、平成31年1月22日、上記両名に対し、それぞれ罰金10万円に処する判決を宣告した。

（起訴状、判決書）

- (6) 処分庁は、平成30年10月26日付けで、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業

務災害の原因である事故」に該当するとして、審査請求人に対し、同項の規定に基づく費用徴収の各決定（本件各決定処分）を行った。

（労災法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

(7) 審査請求人は、平成30年12月10日、本件各決定処分を不服として審査請求を行った。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和2年10月13日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件測量業務は、作業①と作業②であった。作業①のために、作業者が法枠工の中（マス内）に立ち入る必要はなかった。

(2) 危険だから立ち入らないことになっていたマス内にあえて本件被災者が立ち入ることは予想しようがなく、安衛則519条2項に規定する墜落による労働者の危険を防止するための措置（以下「墜落防止措置」という。）を講じなかったことはやむを得ない。作業②では、マス内に立ち入らずに測量できる方式（ノンプリズム方式）を用いており、事業者として事故防止のための措置を講じており、送検された被疑事実は平成30年3月29日に不起訴処分とされている。

(3) 法枠工の外周と地山との境界を測量する作業（作業①）については、墜落防止措置を講じる必要はあったが、法枠工を構成するマスの形状を図示する作業（作業②）については、天端やその付近に上がって移動して測量をする必要はなく、安全带等の墜落防止措置は不要である。これらを一連の作業とし、安全带等の墜落防止措置が必要であったのにそれを講じていなかったから本件災害が発生したとの処分庁の主張は失当である。作業①の段階で安全带をしていなかったことが本件災害の直接原因であるといえる事故ではない。

また、本件被災者がマス内に立ち入った理由及び業務上の必要性は不明である。仮に何らかの必要性があったとしても、事業主である審査請求人に相談すべきであり、審査請求人の測量部門の長として必要な墜落防止措置を講ずることなく、本件被災者だけの現場判断でマス内に入り、かつ保護帽（ヘルメット）の着用義務を果たしていなかった本件被災者には重大な過失がある。

- (4) 本件被災者の相続人らが審査請求人に対し損害賠償を請求した民事訴訟（以下「本件民事訴訟」という。）において、審査請求人は本件測量業務を遂行する上で安全配慮義務を尽くしたとして、令和2年2月14日、原告らの請求を棄却する判決が言い渡され、次いで、原告らから控訴されたが、原判決を前提にした和解が同年8月3日に成立した。以上の裁判所の判断を踏まえれば、処分庁の主張に法律判断の誤りがあることが明白である。
- (5) 本件刑事訴訟で、検察官は、作業①の段階で墜落防止措置を講じていなかったという違反事実と墜落事故との間に因果関係があるとの主張はしないと明言した。本件民事訴訟の判決でも、本件刑事訴訟と本件災害に直接の因果関係があるとは認められないと判示されている。安全配慮義務違反とは墜落防止措置義務違反のことであり、その違反により本件災害が起きたのが争点であったのであり、民事訴訟判決では、この因果関係があるとは認められなかった。
- (6) 以上により、本件各決定処分は取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件災害が、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害であると認められるか否かが争点である。
- 2 本件現場は勾配が55度であり、本件測量業務は、法枠工の面積を求めるため、外周を測量する際はマスが山肌に接しているところを測るものであり、法枠工の最上部の天端については、人が天端に上り法枠工の外周を測量する必要があることからすると、本件現場は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある特徴が明らかであるため、本件現場には、法枠工の外周と地山との境界を測量する作業（作業①）を行う段階において、法枠工に防網を張り、要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用する等の墜落防止措置を講じるべきであったところ、審査請求人は当該墜落防止措置を何ら講じていなかったことが認められ、このことが本件災害の直接原因であることに疑いの余地はない。
- 3 本件被災者はマス内に立ち入るときに事業主（審査請求人）に相談しておらず、被災したときに保護帽を着用していなかったことは認められるが、捜査報告書によると、本件被災者は本件測量業務の発注者の担当者に対し「法枠工の中の危険なところには入らずノンプリズムでやります。ノンプリズムでできる代表的な横断面です」と説明しているにもかかわらず、説明した本

人が危険とするマス内に立ち入っていることからすると、本件測量業務を遂行する上で何らかの理由によりマス内にあえて立ち入る必要があったと考えられるし、そもそも、本件現場において、墜落防止措置を講じていれば、本件災害を防ぐことができた可能性があることからすると、本件被災者が当初予定していなかったマス内への立入り、事業主に相談していないこと及び被災したときに保護帽を着用していなかったことをもって本件被災者に重大な過失があったということとはできない。

4 平成29年3月24日に送検した安衛法21条2項及び安衛則518条2項違反については不起訴処分となっているが、安衛法21条2項及び安衛則519条2項違反については起訴されており、平成31年1月22日に審査請求人らに罰金刑が言い渡されている。被疑事件が不起訴処分となっている旨の審査請求人の主張は失当である。

また、本件刑事訴訟において、検察官は本件被災者の墜落について法違反との因果関係がないとしているものではないと考えられるほか、本件民事訴訟の判決（令和2年2月14日付け）は、本件各決定処分の妥当性に係る判断を左右するものではない。

5 以上により、審査請求人が、法令の規定に明白に違反したために本件災害を発生させたものと認められるため、本件各決定処分は妥当であり、違法又は不当なものであるとは認められない。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年10月13日、審査庁から諮問を受け、同年11月5日、同月12日、同月26日、同年12月3日及び同月10日の計5回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年10月23日、主張書面及び資料の提出を受け、審査庁から、同月26日、補充の主張書面及び資料の提出を、同年11月16日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件では、審査請求人からの審査請求書の提出（平成30年12月10日）から審理員の指名（平成31年1月28日）までに約1.5か月、弁明書の関係資料の閲覧等請求（同年4月3日）から閲覧等決定（令和2年8月7日付け）まで約1年4か月、反論書の提出（平

成31年4月3日)から再弁明書の提出(令和2年6月26日)までに約1年2か月を要している。いずれの手續にも、これだけの長期間を掛けなければならなかった事情も見当たらず、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る(行政不服審査法(平成26年法律第68号)1条1項参照)ため、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な審理手續を確保することについて真摯な対応が求められる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各決定処分の適法性及び妥当性について

(1) 次のアからオの事実は、審査関係人に争いが無い、関係資料により認められるものである。

ア 本件被災者は、通算35年間の測量経験があり、審査請求人の測量部門の一番の経験者であり、同部門の長であった。本件測量業務の遂行に当たっては、管理技術者として、全般指導、監督及び総括をする立場にあった。

(審査請求書、業務計画書)

イ 本件現場は、法枠工が設置された急傾斜地である。法枠工は、横方向約40m、最高高さ10m、法面勾配約55度である。法枠工やその付近にはしご、階段等の昇降設備はない。

(災害調査復命書、同添付の見取図第4号及び同第5号、災害調査復命書添付の写真番号2)

ウ 作業①については、安衛法21条2項及び安衛則519条2項の規定に基づき、墜落防止措置を講ずべきであったところ、審査請求人はこれを何ら講じていなかった。一方、作業②については、本件被災者の提案で、法枠工の中は勾配がきつく危険であるので、法枠工の中に入らないノンプリズムの方式により測量する予定であった。

(捜査報告書)

エ 審査請求人が本件測量業務の発注者に対して提出した業務計画書の「安全管理及び留意事項」では、危険区域に立ち入る場合の保護帽(ヘルメット)着用の励行は記載されているが、高所作業における墜落防止対策等の記載はない。

(業務計画書)

オ 本件災害の発生日(平成28年12月1日)、本件被災者は、作業①

を行うため、プリズム方式により、プリズムミラーを持って法枠工の変化点（構造物の端部や構造物の形状が変わる位置）を探しながら移動する作業を作業員甲と分担し、作業員甲は、地上の定位置で測量機（トータルステーション）を操作していた。本件被災者は、法枠工の地上部分の法尻の変化点の測量を行い、その後、午前10時30分頃から午後0時30分頃まで、法枠工端部に接する地山を登って、天端の法枠工の枠（幅30cm）と地山の部分を足場にして移動しながら、法枠工の最上部である天端の変化点の測量を行った。この時、審査請求人は、本件被災者に安全帯や防網を使用させておらず、安全帯を取り付けるための親綱も設置していなかった。

本件被災者と作業員甲は、午後1時30分頃から作業②のための法枠工の測量を再開した。法枠工の最上部である天端から地上の法尻までの中間部分の枠の変化点の測量は、法枠工の中に入らないノンプリズム方式により測量する予定であった。

午後1時40分頃、作業員甲は、本件被災者が、法枠工の下から4段目のマス、法枠工付近の地面から5.9mの高さ（計算値）から墜落するのを目撃した。災害発生時も、本件被災者は、保護帽、安全帯及び防網などを使用していなかった。

（災害調査復命書）

なお、本件民事訴訟の判決では、労働契約上の安全配慮義務違反による債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償の請求について、本件被災者が、法枠工の中に立ち入る必要があったとは認められないとされ、作業②について危険な法枠工内に立ち入らないようノンプリズム方式を採用したこと及び安全のために保護帽を着用することを業務計画上決めていたことが認められることから一定の安全配慮義務を尽くしたと認定されている。

（2）労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」については、「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号。労働省労働基準局長通達。以下「局長通達」という。）によれば、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」との解釈が示されている。

加えて、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴

収の適正な取扱いについて」（平成24年3月29日付け基労補発0329第2号。厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達。以下「課長通達」という。）によれば、局長通達の「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全てが該当となるものではなく、①送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるときには、該当しないものであること、②事故の直接発生原因ではない事実について法令違反が認められたとしても、費用徴収の対象とはならないことに留意することを指示している。

労災保険法31条1項3号の規定に鑑みれば、局長通達及び課長通達の内容は、同号の解釈として一応の合理性を有すると解される。

- (3) 上記(1)の認定事実を踏まえ、以下、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当し、当該事故についての保険給付に要した費用に相当する金額(一部)を事業主から徴収することができるかを検討する。

審査庁は、上記第2の2のとおり、作業①を行う段階において本件現場に墜落防止措置を講じていなかったことが本件災害の直接原因であると主張する。しかしながら、本件災害は、上記(1)オのとおり、本件災害発生日(平成28年12月1日)の午後1時30分頃から再開した作業②の最中に生じたものであって、作業②については、捜査報告書によれば、本件被災者(本件測量業務を総括)と本件現場で事前打合せをした本件測量業務の発注者は、法枠工の中の個々のマス(コンクリートブロック枠)には人が入らずノンプリズム測距法で測量するものであったと供述していることから、作業②には、高さが2m以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所(安衛則519条1項に規定)における作業(高所作業)は含まず、墜落防止措置を講じる必要のない作業であったと認められる。そうすると、作業②については、審査請求人は、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと解され、本件災害の発生について審査請求人に重大な過失があったとまでいうことはできないから、本件災害は、審査請求人が「故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとはいえない。

- (4) 本件災害の直接の発生原因は、本件被災者が法枠工の中に立ち入ったこ

とから始まるものであり、審査庁は、本件測量業務を遂行する上で何らかの理由によりあえて立ち入る必要があった旨を主張する。仮に本件災害の発生時点で、業務上の必要が生じて、プリズム方式による測量などのため法枠工の中に入る必要があったとすれば、安全带などの墜落防止措置を講ずる必要性があったかの検討が必要であるが、本件民事訴訟の判決においても指摘されているように、法枠工の中に立ち入る業務上の必要があったとは認められない。業務を遂行する上で何らかの理由があったとの審査庁の主張は、これを立証する資料の提出はなく、当該主張は審査庁の推認にすぎずこれを採用することはできない。

- (5) したがって、審査請求人が本件災害の防止に寄与し得る一定の措置が講じられていたことが認められ、本件刑事訴訟で罰金を科された安衛則519条2項に規定する墜落による労働者の危険を防止するための措置（墜落防止措置）を講じていなかったことが本件災害の直接の発生原因とは解されないことから、本件災害は、審査請求人が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害が原因である事故に該当するとは認められず、本件各決定処分は違法というほかない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹